# 会 議 録

会	議	D	名	称	第 37 回宍粟市国民健康保険運営協議会
開	催		日	時	令和元年5月30日(木)午後1時58分~午後3時40分
開	催		場	所	宍粟市役所 3 階 庁議室
議長氏	長(委	員!	長・会	長) 名	梶浦 廣人
委	員		氏	名	(出席者) 助 光 ゆかり 栗 山 洋 子 中原三千男 田 中 金 子 山 田 博 史 山 岸 洋 之 尾 下 修 縣 俊 孝 山 根 義 廣 梶 浦 廣 人 岡 田 範 夫 春 名 秀 昭
事	務	局	氏	名	市民生活部部長 平 瀬 忠 信 市民生活部次長 森 本 和 人 税務課課長 梶 原 昭 一 税務課副課長兼管理係長 伊 野 隆 之 債権管理課課長 朱 山 和 成 保健福祉課課長 平 尾 真 弓 市民課課長 中 尾 美 恵 子 市民課副課長 寺 西 康 雄 市民課国保係長 柴 原 真 理
傍	聴		人	数	0人
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の理由				-	(非公開の理由) 公開
議				題	【協議事項】 (1) 平成30年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて (2) 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算について (3) 平成31年度国民健康保険事業計画について (4) 国民健康保険税条例の一部改正について (5) 国民健康保険税収納滞納差押状況について (6) 特定健診・特定保健指導・がん検診、歯科検診について (7) 平成30年度国民健康保険事業実績について (8) その他
会	議		経	過	別紙のとおり
会	議	資	料	等	あり

		議	
		事	
		録	
		の	
		確	
		認	
(会議録署名委員) -	-	· (会議録署名委員)	( 会 長 )
-	-	-	

	(会議の経過)
発言者	議題•発言内容
	(1. 開会)
事務局	本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	定刻前ですが、皆さんおそろいになられましたのでただいまから第37回宍粟市国民健
	康保険運営協議会を開催させていただきます。会議に入る前ではありますが、宍粟市で
	は地球温暖化対策及び省エネ行動の一層の促進を図るため、5月から「夏のエコスタイ
	ル」を実施しています。この取り組みにより本日事務局職員の服装はエコスタイルとさせ
	ていただいておりますのでご了承願います。
	それでは、開会にあたりまして、会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。
	(2. 会長あいさつ)
会長	皆様、こんにちは。昼間のお仕事等でお忙しいところ、ご出席いただきありがとうござい
	ます。 私事ですが、令和になった記念に健康によいものを始めようと思い、実は私は缶コーヒ
	一が好きで1日多いときで3本飲んでいましたが、保健師さんから「缶コーヒーはスティッ
	クシュガーが6本入っていて、3本は飲みすぎです」と指摘されたこともありまして、いきな
	りは減らしづらいので5分の1にして2日に1本にするよう挑戦しています。とりあえず健康
	に悪いところは正そうと頑張っているところです。
	実要市国民健康保険もいよいよ大変な時期にきております。皆様といろいろ協議しな
	がら健全な運営をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願います。
	がり促生な母音としていて行んであれてはりよう。
事務局	ありがとうございました。続きまして、市長が別件公務にて欠席となっております。副
	市長よりご挨拶を申し上げます。
副市長	(3. 副市長あいさつ)
	こんにちは。大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。先ほども申し上
	げましたが市長が別添公務により欠席となり、代わりに出席しております。委員の皆様に
	は国保事業に関しましてご協力いただいております事、改めて感謝申し上げます。この
	国民健康保健事業に関して、平成30年1月に兵庫県の国民健康保険運営方針が策定
	されまして、同一所得、同一保険料が保険制度の理想を目指して安定的な財政運営、
	あるいは効率的な事業の確保を図るために県が保険者に加わり、ともに事業運営を行っ
	ています。 宍粟市においては国保税の課税方式を令和2年を目途に4方式から3方式に
	段階的に移行するということで進めています。来年度にはいよいよ3方式への移行予定と
	なっております。また保険者努力支援制度が創設され、新たに重症化予防事業など保

健事業にも関係各部局が連携して取り組み被保険者の健康保持、増進を図るとともに医療費の抑制について努力しているところであります。

委員の皆様には県広域化の転換期におきまして国保税を始めとする様々なことについてご審議いただいておりまして、この7月末をもって任期満了となります。これまでの慎重審議に対し、改めて心からお礼申し上げます。なお本日の会議におきましても事業計画や決算、予算関係をお諮りさせていただきますのでどうぞ忌憚のないご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

大変勝手ではございますが、副市長は別件公務のためここで退席させていただきます。ご了承お願します。

#### ≪副市長退席≫

事務局

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。事前にご送付させていただい た資料、お手元に本日配布させていただいた資料がございます。

ここで会議が始まる前に4月に人事異動がありましたので、異動があった者のみ挨拶させていただきます。

## 《職員紹介》

事務局

それでは、本日の出席状況について、ご報告申し上げます。本日の出席委員数は、 12名で全員出席です。委員定数の2分の1以上の方に出席いただいていますので、宍 粟市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、この協議会が成立することを報告 いたします。

#### (4. 議長選出)

続きまして、次第の4、議長選出に入ります。 宍粟市国民健康保険条例施行規則第7条の規定によりまして、協議会の議長は、会長があたることになっておりますので、会長様よろしくお願いいたします。

## (5. 会議録署名委員選任)

会長

それでは、次第の5、会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定によりまして、会長が指名することになっていますので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名委員は、春名 秀昭委員、縣 俊孝委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、本日の議事に入りますが、皆様方には、進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### (6. 協議事項)

#### 議長

次第の6、議題に入ります。(1) 平成30年度国民健康保険事業特別会計決算見込み について 並びに(2) 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算について を議題と いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

- (1) 平成30年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- (2) 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算について

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問は ございませんか。

≪委員より質疑なし≫

## 議長

意見等が無いようですので次の項目に入ります。続いて、(3)平成31年度国民健康保 険事業計画について を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

## 事務局

(3) 平成 31 年度国民健康保険事業計画について

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。

## 委員

厚労省のジェネリック医薬品の普及率が79%と書いてあるが、厚生労働省は2020年度内に80%と目標値と定めています。1年前だから79%ですか。

## 事務局

実績のほうでは30年度78%なので、薬剤師会でもご協力いただいているおかげと思いますが、高い数値であがってきています。本日届いた資料では4月分で79.9%と月別でも高い数値となっています。この計画を作ったときには78%を参考にして、今年度は79%、来年度に向けて80%とさせていただいています。

# 委員

薬局のほうですが85%以上ジェネリックを出しますと、少しだけ費用が高くなる。それで薬局のほうはジェネリックを推進しやすい状況にある。

議長

市として85%以上になる見込みは。

事務局

薬局だけでなく医療機関を含め、かつ市外も含めるので宍粟市内の薬局だけ頑張ってもなかなか難しい。ただし全国的に推進しています。でもジェネリックに変えてよいかということもあるので、難しいところです。

委員

医療機関で調剤するする分も含んでいる。医療機関が使いたくないというところもある。

議長

といいうことは78%、79%というのは高い数値ではないか。

委員

今医院と薬局の分業率が7割程度です。その中で率が高いのはそういう仕組みがある。徐々に伸びていくと思います。

議長

他に意見はありませんか。

≪委員より意見なし≫

議長

意見等が無いようですので、次の議題に入ります。続いて(4)国民健康保険税条例の 一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(4) 国民健康保険税条例の一部改正について

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。

≪委員より質疑なし≫

議長

意見等が無いようですので、次の議題に入ります。続いて(5)国民健康保険税収納 差押状況について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(5)国民健康保険税収納差押状況について

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。

新聞に出ていた佐用とのタイアップの部分の説明ですね。

事務局

差押について、昨年までは県の回収チームが派遣で来ていただき、滞納整理の管理、 債権回収への助言などしていただいていたが、県のほうが自治体の自立ということで市 町間で協力しながら滞納整理を強化していくということで、佐用町と兼任協定を結ぶこと になりました。

これにより収納率アップに努めていきます。

委員

県とするよりは近隣のほうが状況等似ているのでよいのではないかと思う。

委員

毎年5月に徴収強化月間としてある。5月はどのくらいか分かれば教えてほしい。

事務局

5月末がきていないので報告は出来ないが、4月に一斉催告書を送付している。それに対して納められた方がいますし、納められていない方については電話、訪問などで対応しています。

委員

大変ですが頑張ってください。

委員

こうしてみるとすごい額ですね。

議長

払いたくても払えない人や払えるのに払わない人はいるのでしょうか。

事務局

調査を進めていく中で、預金や収入がまったく無い人もいますし、預金があったりする 人については差押えなどを進めていくが、今後も収入の見込みが無い人については執 行停止をして不納欠損でおとしていきます。

議長

払いたくても払えない人がいるのはいかがなものか。何か対処は。

事務局

法令で執行停止として、回収の見込みが無ければ不納欠損として債権を放棄することが出来るようになっています。収入の見込みが少ない人に対してはそのようにすすめています。

委員

親族、親戚関係が保証人になるとか、そのような手続き方法はあるのか。

事務局

亡くなられた方はその財産は相続人に承継していくので引き継がれていきます。

親族、親戚関係がない人がなおさら厳しい。昔計画倒産がよくあり、不渡りになると 銀行が中に入れずに大変困った。人を疑ってはいけないが、悪意のある人からは払って もらったらよい。何らかの方法を考える必要がある。今回2市町でタイアップされるというこ とだが、何らかの方法が出てくるだろう。

事務局

今回の2市町の交流の中で互いの方法を知り、スキルアップに努めたい。

議長

他に意見はありませんか。

≪委員より意見なし≫

議長

意見等が無いようですので、次の議題に入ります。続いて(6)特定検診・特定保健指導、がん検診、歯科検診についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(6)特定検診・特定保健指導、がん検診、歯科検診について

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。

委員

特定検診の受診者数が減るのは人口減少で仕方ないことと思うが、会場に行きたいが、足がないのでいけないという人もいるし、高齢なので今さら受診しても年だからよいという人もいる。そういった方のフォローとかできないか。たとえば郵送とか。

事務局

郵送で出来る検診もあるが、全部それで出来るというとそれは難しい。家のそばまでというのは難しいが、送迎のバスも用意しています。今後集団検診も今以上に受診者を増やすのは日も決まっていることもあって難しい。今後は医療機関で受診ができるような調整もして、特定検診の受診者を増やすことは出来ると思います。

議長

なかなか難しいことです。高齢者でも簡単に受診できる方法がないかと思う。ほかに意 見はありませんか。

≪委員より意見なし≫

議長

無いようですので次の議題に入りたいと思います。続いて(7)平成30年度国民健康

保険事業実績について議題にしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

(7)平成30年度国民健康保険事業実績について

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。

委員

重複受診、多剤服用している者への医療費通知はどういう内容のものを送付していますか。

事務局

内容につきましては「かかりつけ医をもちましょう」「お薬手帳を持ちましょう」など、柔らかい表現になっています。それは、対象者の中には精神的に負担のあると思われる方もありますので、直接的な文面にせずに、「適正に受診しましょう」という内容になっています。ただその中でアプローチが必要と思われる方には保健師が訪問して生活状況を確認するということも行っています。

委員

患者にアプローチしても難しい部分があると思う。医者から薬がたくさん処方されている場合もあるし、ドクター側にもアプローチしないと難しいのでは。

事務局

精神的不安で分かっていても多くの医者にかかっている方もいて、そういう人は医療機関も把握させずにそれぞれ薬が処方されている場合もある。レセプトだけの状況では分からない部分があるので、本庁、各保健福祉課の保健師、介護側から訪問している職員から状況を聞きながら進めさせていただいているが、医療機関に対してはかかりつけ医など、いろいろなところで市として出来ることがあれば対応したい。

委員

確かに患者さんの中にはお薬手帳をみせていただくと、あちこちの多くの医療機関にかかり、それぞれ同じような薬がでていることがある。それでこの薬は重なっているからやめておきましょうかと患者さんに話をすることもあります。患者さん側からすれば、お医者さんがせっかく出してくださっているのに先生に悪いという気持ちがあるので言いにくいようです。そこはちゃんと言ったほうがいいと言っています。

委員

資格過誤調整件数、第三者行為調整件数とはどういう意味ですか。

事務局

第三者行為とは交通事故とかにあわれた方に対し、国保ではなく第三者に対し医療 費を請求することで、資格過誤というのは受診した後で国保資格がないことが判明したこ とです。

3月に国民健康保険資格適用化調査があった。これは国民健康保険から社会保険に 資格がうつらないかという調査ですか。

事務局

社会保険に入れない方が加入するために国保制度がありますが、例えば社会保険の入れる状況があるのに、制度を知らないために国保に入ったままや、扶養にとれるのに国保に入ったままの方もいるかもしれない。そういう方にとっては社会保険の扶養に入ると保険料が安くなるメリットもあります。国保側にとっても医療費抑制にもなります。皆様に適正な保険の加入に気づいていただくために調査を行いました。たくさんの方に送付していますが、中には社会保険のことを分からずに国保に加入されている方には別にお知らせを送らせていただいています。

委員

社会保険の扶養に入るには手続きが難しいし、健診であっても姫路で指定された場所で受診しないといけないので大変。

事務局

そういった事情もあるとは思いますが、やはり基本は入れる保険があれば、そちらに入ってもらうようになります。

議長

高齢者になればかかりつけ医を持たないといけないと聞く。これはもった方がよいのですか。

委員

難しいところですが、ジェネラルな方もあればそうでない方もある。医師会に地域で加入されている方であれば大丈夫と思いますが、病院で単科の先生にお願いするのは難しい。無駄を省くのはかかりつけ医があれば何とかなるのではないでしょうか。

議長

万が一のときにかかりつけ医があれば処理が早いと聞いている。

委員

大病院を受診するときにかかりつけ医から紹介状があれば受診しやすいと思います。

議長

お願いしたらすぐにかかりつけ医になってもらえるものでしょうか。

委員

たぶん大丈夫と思います。

委員

薬剤師会の方でもかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師を勧めています。歯科でもそうで すよね。

委員

歯科も当然その流れで、支払いのほうもその流れで進めています。定期健診も年2、3

回で勧めていいて、それで来られると自然にかかりつけ医となる。

委員 かかりつけ医があると、カルテがあって先生が分かっておられるのでやりやすい。長い

付き合いがあると安心するし、紹介状があるとすぐ診ていただける。10数年前健康診断でひっかかったが、そのときは何も自覚症状がなくほっておいたが今になって検査しても

らうと病気が分かった。健康診断は大事と思いました。歯科医にしてもそう。

委員 保険もそうですが、あくまで患者さんの選択次第のところがあるので、そこだけ誤解のな

いようにお願いします。医師は受け手側なので。

委員 年がいってから健康診断の大事さがよく分かった。皆に何もなくても年に1回は健康診

断を受けておかないといけないと言っている。

議長 他にご意見、ご質問は無いでしょうか。

≪委員より意見なし≫

議長 無いようですので、それでは次の議題に入ります。(8)その他ですが、事務局より何か

ありませんか。

事務局 (8)その他 ポイント事業について

委員 健康づくりのポイント事業は商工会と提携していないのですか。

事務局
本当はそうしたいところですが、今後商品とかそういうところで出来るかなと思うのです

が、本当は市内で買い物にタイアップしたいがなかなかそこまではできていない。連携できれば保険者努力支援のポイントの加算が高くなる。そちらと協議を重ねられたらと思っ

ています。

委員病院ではダメなのですね。

委員 健康大学もポイントに入っていますか。

事務局入っています。

これはJAで行っている講座はポイントにならないのですね。

事務局

今はそこまで協議は出来ていませんが、今後また健康づくり等で一緒にさせていただ くようなものがあれば協議したい。

委員

先週 JA ハリマのキラキラ講座で講演しました。

事務局

今後また考えていきたいと思っています。

事務局

(8) その他 委員の公募について

議長

先ほどの案についてご質問や要望等は無いでしょうか。今まで通してでも結構です。

≪委員より質疑なし≫

議長

無いようですので、以上で本日の議題はすべて終わりました。これをもちまして本日の 会議を閉会とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局

ありがとうございました。また、委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、慎 重にご審議いただきありがとうございました。

それでは、第37回宍粟市国民健康保険運営協議会の閉会にあたりまして、副会長に 閉会のご挨拶をお願いいたします。

副会長

皆様、お忙しい中ご出席いただき、また長時間にわたり協議いただきありがとうございます。5月も終わろうとしていますが、5月の中ごろから非常に暑い日が続き、北海道では39度を越すような日があったり、この宍粟市でも30度を超すような日が続きました。これから梅雨を迎え、また今年も暑い夏がやってくると思いますが、皆様にはライフステージに応じた健康管理をしっかりとしていただいて、熱中症に気をつけて元気でこの夏場を乗り切っていただきたいと思います。

皆様には当協議会の運営につきまして、今後ともご協力をいただきますようお願いします。

事務局

ありがとうございました。これで協議会を終了させていただきます。本日は、誠に、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。